

## 平成25年度第2回市川市史編さん委員会会議録

高橋主幹 会議に先立ち定足数を確認する。  
ただ今の出席委員は、委員11名中7名のため、市史編さん委員会条例第6条第2項に規定する開催要件である過半数以上の委員の出席を満たしていることを確認する。  
なお、本日は吉村委員長欠席のため、山崎副委員長に議長をお願いする。

(傍聴者なし)

議長 これより平成25年度第2回市川市史編さん委員会を開催する。  
本日の議題は、「著作権利用に関する覚書について」「第6巻自然編『自然とその変遷』について」の2点である。なお、議題(2)の「ウ. 執筆予定者について」は「市川市審議会等の公開に関する指針」第6条第2号および、「市川市公文書公開条例」第8条第1項に該当するため、非公開での審議とする。

高橋主幹 本日の配布資料は、「著作権利用に関する覚書(案)」、「第6巻 構成内容(案)」、「第6巻 執筆細則(案)」、「市川市史 執筆要項(案)」、「第6巻 執筆予定者(案)」である。  
また、追加資料として、著作権法の資料がある。

議長 「(1)著作権利用に関する覚書について」、まず、事務局から議題説明をお願いする。

眞子課長 前回、市史の発刊に当たり覚書(案)を提示し、ご説明申し上げた。その際、後日法務部門に確認して修正したものを改めてご案内することとしていた。  
私どもの意図は、執筆者が著作権を有すること、但し市川市史の編集著作権については市川市が有すること、市川市史への掲載以外の目的で著作物を利用する場合には執筆者の許諾を求めることを基本とする。これに基づき覚書を法務に提示したところ、前回提示の覚書ではその意図にならないということで、大幅な修正が入った。本日資料1として、皆様にご提示しているものが法務との協議に基づき改めて作成した覚書である。  
法務部門からは、覚書の作成意図から判断すると、前回の「市川市史」著作権の取り扱いに関する覚書」という件名は規定範囲が十分でない、著作権法と照らすと市川市と執筆者との権利関係が不明確であるため著作権法の条文に沿って規定する必要があるとの指摘を受け、修正した。具体的には、前回の覚書で「二次的利用」との表現にしていたものを、「複製」など具体的な事例ごとに定めた。また、根本的な趣旨・意図を変更しない範囲で市川市が原稿を利用できるとしてはいたが、原稿の取り扱いについて、それぞれの活用事例を著作権法上

の権利内容ごとに定めた。これが、(新たな覚書の) 3 条～7 条である。また、(翻訳・翻案の形で) 原稿を利用できる範囲を、「市川市史」の広報活動の利用に限定し、これ以外については許諾を得ることにする、と修正した。説明としては以上である。

議 長 著作権法に基づいての修正との説明があったが、新たに提示された覚書(案)についてご意見はあるか。

百原委員 10 条の 1 が、論文の使用について、「市川市史」の広報活動に行うために論文の一部を使用する場合には、乙の氏名の表示を省略することができる」となっているが、写真図版の場合は、省略するとは書いてない。写真の場合は必ず明記するということで、よろしいか。

事 務 局 百原委員のご指摘の通りである。

百原委員 写真と原稿で差別化するということか。

事 務 局 その通りである。

百原委員 その理由、根拠がない。

事 務 局 広報活動においては紙面の関係や作成するパンフレット等の関係で、全部は載せられない場合を想定している。写真や図版は、それひとつひとつが著作権を有するため、そういったものについては分けて記載した。

百原委員 論文の場合も著作物ではないか。引用する場合は、(写真等と) 同じように著者の名前を載せるのが原則としては必要ではないか。

事 務 局 原則はそうだが、広報活動においてはこういう形でご了承いただけないかということで、あえて提示をしている。

眞子課長 論文の場合は「一部」という事で、一部分を抜粋する形に対し、写真の場合は著作物そのものを出すという、その辺で差別化したと、考えている。

百原委員 文章も著作権のひとつだ。一方は省略できて、一方は省略できないという理由が分からない。文学作品では著者の名前を必ず入れないといけない。例えば、夏目漱石が書い

た小説の一部を使う場合は、必ず誰の作品というのが必要だと思う。

事務局 広報活動なので、例えば「引用 市川市史」であるとか、市川市史からの要約であるとか、そういった形での表示は考えている。

百原委員 それがあればいいと思う。どこが出典か分からない状況は良くない。

事務局 出典は明記する予定だが、その場合に、この部分を書いたのは何章の誰々先生であるという所まで全てが入らない可能性がある。そういったやむを得ない場合があることを想定して、「省略することができる」という表現にしている。

眞子課長 出典「市川市史」というのは必ず入れる、執筆者のお名前を表示するかどうかは、状況に応じて判断させていただくと思う。

事務局 11条で協議事項を設けているため、協議させていただきたい。

眞子課長 11条により、百原委員が言われるように執筆者の個性の部分が大きく出るような場合は、執筆者と十分協議し、意向を確認する形で運用していきたい。

自然博物館 論文の一部使用とはっきり区切れる場合の広報活動なら著者の名前を明記しやすいと思うが、文字情報に関しては、前後の流れの中で「市川市史とは」と紹介をする中で、「内容についてこんな事が分かった」というような記述のパターンがあり得る。それがカチッとした媒体の時は、引用まで明記すれば良いが、本当に市民向けの分かりやすい広報活動の中での場合、そこに著者名を入れることに逆に違和感が出る場合もあるだろう。

写真や図版は完全に一個の著作物として完成しているので、キャプションに撮影者等を書けばそれで成立すると思うが、論文の内容を紹介したい場合は、ケースバイケースで、著者名を入れる方が、違和感が出る場合がある。

あくまでも「省略できる」ということで、省略しないできちんと載せることも条文上入っていると思うので、この（委員会での）議論の中で論文についても著者名を明記できる場合は明記した方が良いと議論として起こっており、これを踏まえて広報活動が行われることになる。（省略できるということ）このまま条文として残しておいた方が、実際に広報活動に入った時には現実的だと思う。

議長 百原委員。全く載せない訳ではないと思うが、その辺は問題あるか。

百原委員 誤解をしていた。「市川市の広報活動に使う場合」と解釈を広げていたが、「市

川市史」そのものの広報活動ということか。

眞子課長 「市川市史」の広報活動に使う場合、ということである。

議 長 市史の広報活動であるから、限定的なことになる。

眞子課長 ご理解いただけたということで、よろしいか。

百原委員 良いと思う。

議 長 では、「市川市史」の広報活動という限定的な場合に使うということで、この条文（第10条）についての議論は終了する。  
他にご意見はあるか。

（意見なし）

議 長 議題1についてはみなさんの合意があったということで、先に進みたい。  
議題2の「第6巻自然編『自然とその変遷』について」に移る。はじめに、まず構成内容について、事務局より説明がある。

眞子課長 (2)の「第6巻自然編『自然とその変遷』について」「ア.巻の構成内容について」から、説明する。  
平成24年5月の基本計画において巻の構成は定めているが、第6巻の刊行が近づいて参りましたので、具体的な内容についてご説明したい。  
前回の市史編さん委員会において、「自然編」編集の絶対的な方向性としては市川の自然環境の変遷とそこに暮らす人々の関係、交流を浮かび上がる形で明らかにする。また、動植物については、基本的な実態を踏まえつつも図鑑のような記述とはならないよう、市川の地域的な特色を踏まえて表現するという、2点の意図について協議している。そこで、今回構成内容を改めて説明させていただきたい。

事務局 資料2の網掛け部分が基本計画から変更、削除した部分である。  
第6巻は五章立てとなっているため、まず、各章の概要を簡単にご説明させていただきたい。  
第1章「市川市の地形と気象」は、自然編として基盤となる現在の地形、その生い立ちについて、市内の水循環、気象などについて述べる内容になる。地震の影響については、コラムのような形で、今回の地震でどういうことが起こったかという程度で触れる予定である。第2章「自然の姿・昔から現代へ」では、

今、市民の皆さんの目の前に広がっている自然は、都市化によって大きく改変されてきた結果であるということを述べる。第3章「都市のなかにくらす動植物」は、都市化によって生物の生息環境の変化がどのような経過をたどっているのかという事を、市民に身近な動植物を中心に述べる形になる。第4章「残された自然」は、現在の市川市にとって貴重な自然が、こういった市民・行政の努力によって保全されてきたかを述べる章になる。第5章「市川市の動植物の種類」では、「市川市に生息する動植物」を動植物目録という形で、CD-ROMあるいはDVD-ROMとして掲載することを考えており、それ以外の1から3節については、動植物の種類について概要を載せる形を考えている。

議 長 何かご意見はよろしいか。市史全体を通してでも結構である。

眞子課長 内容については、この後の執筆予定者の部分とも関連するため、そこでご質問いただきたいと思う。

議 長 資料2だけでは細かい節立てや著者名が無く説明できないと思われるため、先に進める。みなさん、一応これを了承していただき、次に行きたい。6巻の「執筆細則について」に移るが、こちらについても事務局より説明をお願いする。

眞子課長 資料3-2は、前回の委員会にご提示した執筆要項だが、この意図としては、全巻で揃えるべき大まかな文章表記等を定めている。今後は、各巻の具体的な編集作業、まずは6巻から編集作業に入っていく中で、詳細な本文における文言表記の統一、執筆者に留意していただきたい事項を、自然分野の調査編集委員の先生方と我々事務局で協議し、資料3執筆細則の案として今回ご提示した。細かな内容については、担当からご説明する。

事務局 執筆をお願いするにあたり、原稿の作成、提出の方法、文章表現などについて、より細かいものを定めているのが、第6巻の執筆細則になる。今回会議の前に吉村委員長からこの細則についてご意見をいただいているため、報告させていただく。こちらも含めてご検討いただきたい。

まず1点は、人名の敬称表記について。本文中に、個人名が入る場合に、〇〇氏という形で表記を統一してはどうかというご意見をいただいている。2点目は、引用文献の表記について、論文名には「」、書名には『』を付けた方が、一般の市民の方が読んだ時に分かりやすいのではないかと、とのご意見も出されている。また、これはこちらの資料の誤植になるが、「4文献」の定期刊行物の表記は、著者名、西暦年、タイトル、誌名、(巻)、号とあるが、正しくは号に( )を付けるため、例の記載と齟齬がある。号に( )付けて、巻の( )は取る修正を

お願いしたい。

議長 ご意見はいかがか。

西海委員 吉村先生の言われる人名と引用文献の表記についてはわかる。ただし、これは今回の6巻の場合から全体に触れてしまうと困ると思う。例えば、歴史学の中でも古代史の人が論文を書く際に氏を使うのはわかる。ところが、我々民俗の方では、あまり氏を使うことはなく、学会誌の中でもこれからは付けないようにしようという形で取り上げていることが多い。歴史学では氏を必ず書かなければいけないという傾向がある。各学問体系の中でそれ(人名表記の方法)が、日本の場合全部決まっている訳ではないため、ここで、ある程度きちっとしたものを作ってしまうと、後で首を絞めることになると思う。杜撰なことと思われるかもしれないが、あまりビシッと作ってしまうと、後の巻の人たちが大変なことになる恐れがある。借用の問題についても、がんじがらめになって事務局が倒れてしまう。ある程度臨機応変に読めるような形にしておかないと、大変なことになる恐れがある。(氏名表記について)ご意見としては、近世とか民俗では使う時には使うが、例えば存命者とそうでない場合など頭の中で考えながら使い分けることがある。決めてしまうことで、困る事があると思う。その辺はある程度おおらかにしておかないと。なぜこの人にはこの表記を使うのかという問題が出る可能性もある。

民俗の例では座談会などを行う場合、元市の助役であるとか、そういう方が発言した時には話を噤んでしまい、その人の話に引きずられるような座談会になってしまうことがよくある。それまで良い話をせっせつと語っていた話者がびたっと止まってしまうとか、専門家の方が言い出だしてしまうと、正しいのかもしれないが、せっかく良い話をしている者の発言をスパッと止めてしまうことが数少ない経験上あった。

ある程度の事を決めることは良いが、あまりにも精査してしまうと、正直に言って我々に戻ってきてしまうことではないか。学問上の違いもあるかもしれないが。

議長 きちっと、というのは、どの辺までのことか。

西海委員 基準の決め方の問題だ。皆さんに思い出していただきたいが、この一年、全く同じことをして進まないでおり、こういうことを繰り返し話しているように思えてならない。もう少し、いざ始まったわけですから、確かに、決める事は大事ではあるが、丸々一年同じ内容で委員会を開いている。ないがしろにしろという事ではないが、こういう事を繰り返して、どんどんどん、もっと精査していく感じに入り込んでいくと、行き詰ってしまうのではないか。もう少し

巻ごとのおおらかさというものをを出していかないと、正直、我々が潰れてしまうな、というところがある。

基本方針を作ることは大事だが、言っていることが矛盾するかもしれないが、書く側としては、一行一行このようにやっていたら、とても書けなくなってしまう。例えば民俗でも歴史でも、明らかにこれは間違っている、でも、その地域では正しい歴史認識として認識している人が沢山いるということはいくらでもある。その時、どうするか。文献にはこうある。でも、大方の人はその文献に典拠しない自分たちの思っていることを伝える。これは民俗では大事な視点だ。民俗に引きつけて言っているようだが、他の研究体系でもそういう事はあると思う。露骨なことを言えば、例えば、有名な先生が書かれた論文なら、その辺を考慮しなければいけない、同じ形のもので書いていかなければいけないという問題、そこまでの問題になってくる。そうすると、個人的に言うと、市川らしさというものが無くなってしまうことがあるのではないかと思う。

眞子課長 貴重なご意見を頂き、確かに細則を決めれば決めるほど執筆者の方の自由を制約する、あるいはそれぞれ歴史、自然のそれぞれの個性が十分活かさない、あるいは当初想定していた以外の何かが出てきた場合には、細則を決めれば決めるほど、細則で想定外の部分を決めなければいけないという不条理が出てくることも考えられる。どこをどう緩くするか、もう一度考えさせていただきたい。その辺の自由度などを少し設けて、最終的に編集、発行段階において我々の方でその辺の全体を調整する。細則をガチガチに固めるのではなく、まず作っていただくことを主流に考えるという方向でやらせていただきたい。

百原委員 細則は巻ごとに作るものであり、巻ごとに決めるべきことを統一的にする訳ですから、良いのではないかと。

眞子課長 西海先生のご発言は、巻の編集会議の中で細則を決める場合でも、緩やかなものを作っておいた方がよい、ということか。

西海委員 そういうことではない。我々は自然分野については全く素人で、分からない部分が多い。それを、細則についてご意見いかがですかと聞かれて、思い込んでいる事をここで言う。それがもし反映された場合には、自然編の執筆者の問題にも関わってくる。執筆者一人一人を編さん委員会で決めることは、とてもできないことだと思う。そこは巻ごとにある程度やり取りいただいたほうが良い。

眞子課長 ある程度巻ごとの自由裁量としていたく、ということよろしいか。

西海委員 そのようにしていただく方が良いだろう。中世の時には中世の人たちの集まり

の中で、近世の場合には近世の中で、民俗の場合には民俗の中で、ある程度の基本路線は決めておく。という流れが良い。

眞子課長 いわゆる基本路線の部分が執筆要項であり、自然編の細則部分はその中から決めることとし、委員会の中で報告をさせていただく、ということによろしいか。

議長 巻ごとの裁量で執筆細則を作る、というお考えになるか。どなたかご意見は。

竹内委員 市史としてまとまりの形があるため、基本は合意されて、大きく逸脱する形が見えたら課題としていく方が良い。しかし、あとのことについては先生が言うような方法で、今の状況を踏まえてやっていけば良いという事だと思う。ある意味、市民に新編市川市史というものを伝えていくことが基本的な内容であり、そういう意味でより市民が、あるいは、研究者ももちろん含めてであるが、歴史や自然を理解しやすいような表現形態、各分野で独特のものを持っていた場合にはそれを活かしながら、ただそこが全体的に大きく逸脱すると困る。私もこれで良いのではないかと思う。西海先生がおっしゃったような、民俗の場合などは、人の話を聞いてくると、〇〇氏よりも〇〇さんという表現を使った方が良い場合もあるだろう。個々の巻でより使いやすい方向を、その巻で合意してやっていく。後で、みなさんの方で、(全体から見て)それは全然おかしいぞという事になれば、改定するかもしれないが。執筆要項を前提として、細則は巻で決めていくという方向でよろしいのではないか。目的は同じですから。

考古博物館 再確認だが、例えば、(執筆要項の)文章表記(5)については、「原則、注釈注は付けない」という所までは良いが、「田原・中村(1997)によると」という書き方でなくとも、「堀之内では大地斜面… 田原・中村(1997)」という書き方もあり得るとのことか。また、3「図・表・写真の掲載」について、これが全部統一として執筆要項に入ってくると、いちいち別紙にタイトル・通し番号を付けて、本文の中にタイトルが入るのにそれにわざわざ説明を付けなければいけないという煩雑なことはできないと思う。(こうしたことは)やりたい巻だけやればいい。これも全体の構成に個々に関わることであり、載せる必要はないのではないか。基本的なタイトルの付け方等は統一しなければならないだろうが。今(議論を)うかがい、そう感じた。

竹内委員 大きく逸脱しなければそれはそれで良いと思う。ただ、この規定は消した方が良いかという、僕はそうは思わない。結果的に、「お前の巻は逸脱しているのではないか」「話が違う」ということが出てくれば議論する、そういうことで良いのではないかと思う。  
これは一応了承したうえで、細則については、その巻の独特の形態を考えた方

が良い。そういうことを（編さん委員会で）許容するという事で、よろしいのではないか。ただ、現在の要項は書き換えられない方がよい。

考古博物館 もう一つ。統一すべきは、参考文献や引用文献の書き方だ。それはある程度は統一しないといけないのではないか。自然系は分からないが、人文系はある程度統一しておいた方がよいだろうと思う。そうしなければ、本として統一がとれていないと思う。

議長 それでは、細則については、ある程度融通がきくよう各巻で定めるという事でよろしいか。

（了 承）

議長 次は執筆予定者の件だが、事務局から説明をお願いします。

西海委員 執筆者一人ひとりを審議する必要はないだろう。

朽木委員 その必要はないと思う。

眞子課長 執筆者を選定させていただいた理由を説明させていただく。6巻の構成内容に基づき、選定理由としては、市川市域における研究実績を有する、市民にとって分かりやすく親しみやすい内容・文章表現による執筆に慣れている、また、こうした市の意向を踏まえて執筆をお願いできる等の条件を基に、調査編集委員、自然博物館学芸員と協議し選定した。具体的には、平成17年度に発行し市民にとってわかりやすい形でまとめた『発見市川の自然』。この執筆に携わっている方々を中心に選んでいる。これは、基になった報告書である『市川市自然環境実態調査報告書』の執筆に関わっている方々でもある。

今回の執筆にあたっては、調査編集委員の岩瀬先生に見本原稿をお願いし、その中で、先ほど説明させていただいた内容、いわゆる市川の自然環境の変遷をそこに生活していた人々、自然環境と人々の交流が浮かび上がるような形で書いていただく。あるいはまた、動植物については、図鑑のような形にせず、市川の地域の特色を踏まえて、基本的な情報や実態を踏まえながら書いていただくという形で原稿を書いていただいた。こうした見本原稿に基づき、今回、20名の方に執筆をお願いする予定である。

（執筆者ひとりひとりについて審議する必要はない、とのご意見があったが）個々の執筆される方々の説明については、省略してもよろしいか。

（了 承）

議長 必要ないということではよろしいか。では、執筆予定者については承認いただいたことになる。  
以上で議題については終了となる。ありがとうございました。

(以下、各分野の調査活動の進捗が事務局より報告され、意見交換が行われた。)